

平成29年（2017年）第2回紀北町議会臨時会会議録

第 1 号

平成29年7月13日（木曜日）

招集年月日 平成29年7月13日（木）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成29年7月13日（木）

応招議員

1 番	大西瑞香	2 番	原 隆伸
3 番	奥村 仁	4 番	樋口泰生
5 番	太田哲生	6 番	瀧本 攻
7 番	近澤チヅル	8 番	入江康仁
9 番	家崎仁行	10番	玉津 充
11番	奥村武生	13番	東 清剛
14番	平野隆久	15番	中津畑 正量

不応招議員

な し

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	中場 幹
総 務 課 長	濱田多実博	財 政 課 長	上野和彦
農林水産課長	武岡芳樹	海山総合支所長	玉津裕一

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書 記	佐々木猛
書 記	奥川賀夫	書 記	家倉義光

議事日程（第1号）

- |           |                                  |
|-----------|----------------------------------|
| 第1        | 会議録署名議員の指名                       |
| 第2        | 会期の決定                            |
| 第3        | 諸般の報告                            |
| 第4 議案第37号 | 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結について |

会議録署名議員

2番 原 隆伸

4番 樋口泰生

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

---

**玉津 充議長**

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから、平成29年第2回紀北町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開く前に、今般の九州北部の豪雨による、河川の氾濫や土砂災害により、お亡くなりになられた方々に対しまして、謹んで哀悼の意を表します。

また、このたびの災害により、被災された方々に対し、心からお見舞い申し上げます。

今なお、予断を許さない状況ではありますが、今後の一刻も早い復旧を心からお祈り申し上げます。

それでは、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

それでは、議事日程を議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

**脇 俊明議会事務局長**

それでは、議事日程案をご覧ください。

平成29年第2回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

平成29年7月13日（木曜日）午前9時30分 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 議案第37号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結について

以上でございます。

**玉津 充議長**

これより、本日の会議を開きます。

---

**日程第1**

**玉津 充議長**

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に

2番 原 隆伸君

4番 樋口泰生君

のご両名を指名します。

---

## 日程第2

### 玉津 充議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題とします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### 玉津 充議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

---

## 日程第3

### 玉津 充議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る7月6日に議会運営委員会が開催され、本臨時会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項等についてご報告申し上げます。

まず、付議事件についてであります。

本臨時会招集にあたり付議された事件は、議案第37号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結についての1件であります。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査についてであります。普通会計の平成28年度5月分と、平成29年度5月分、水道事業会計の平成29年度5月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。

報告書は、議員控室に保管してありますのでご覧ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ、議会の審議に必要な関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

それでは、これより議案の審議に入ります。

---

#### 日程第4

##### 玉津 充議長

日程第4 議案第37号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結についてを議題とします。

お諮りします。

本議案の審議にあたっては、会期を1日と決定したことにより、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、本会議において審議することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

##### 玉津 充議長

異議なしと認めます。

したがって、本議案の審議にあたっては、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定しました。

それでは提案者から、提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

##### 尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。本日は、臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、ご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。それでは、本議会臨時会に上程いたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第37号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設設備事業の委託事業契約の締結についてでございますが、三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業について、漁港海岸工事に豊富な知識と経験を持った三重県に工事を委託することから、三重県と委託事業契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第37号につきましては、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせます。何とぞ、慎重審議のうえご可決賜りますよう、よろしく

お願いを申し上げます。

#### 玉津 充議長

続いて、内容説明を求めます。

武岡農林水産課長。

#### 武岡芳樹農林水産課長

おはようございます。それでは、三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結について、ご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。

議案第37号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結について  
次のとおり委託事業契約を締結したいので、議会の議決を求める。

#### 記

- 1 契約の目的 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業  
(平成29年度分)
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 1億6,737万5,000円  
うち三浦漁港海岸分 1億4,420万円  
うち矢口漁港海岸分 2,317万5,000円
- 4 契約の相手方 三重県津市広明町13番地  
三重県  
三重県知事 鈴木英敬

平成29年7月13日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業について、漁港海岸工事に豊富な知識と経験を持った三重県に工事を委託すべく、三重県と委託事業契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

それでは、内容についてご説明させていただきます。今回、提案させていただいております、委託事業契約につきましては、平成29年度予算にかかる事業を三重県に委託するための契約を締結するにあたって、議会の議決が必要となるものでございます。

今回の委託事業につきましては、三浦漁港海岸につきましては、事業費1億4,000万円、これに3%の事務費420万円を加えた1億4,420万円、矢口漁港海岸につきましては、事業費2,250万円、これに3%の事務費67万5,000円を加えた2,317万5,000円で、三重県と契約を行うものでございます。

それでは、資料の説明をさせていただきます。議案書の2ページをお願いいたします。上の表が、平成29年度における三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の三重県へ委託する部分の委託事業契約における契約額の内訳でございます。

まず、三浦漁港海岸でございますが、事業費が1億4,000万円、事務費が420万円でございます。合計が1億4,420万円となっております。

矢口漁港海岸につきましては、事業費2,500万円のうち、工事にかかる部分の三重県に委託する事業費2,250万円、事務費が67万5,000円でございます。合計が2,317万5,000円となっております。

続きまして、下の表の事業費概要でございます。この表は三重県との受委託契約にかかる部分以外の事業も含めた平成29年度の事業を表してございます。

まず、三浦漁港海岸でございます。平成28年度の三浦漁港海岸につきましては、古戸川水門を予定しております。水門工としまして1億4,000万円、内容は3連の扉本体及び機械設備などを予定しております。

矢口漁港海岸につきましては、堤防工を予定しております。また、三重県に委託せず、町が直接行う事業として、平成26年度から行っております用地取得に要する費用として250万円を予定しております。したがって、三重県に委託する事業費として2,250万円、委託しない事業費として250万円、合計といたしまして2,500万円を予定しております。

次に、施行期間でございます。施行期間につきましては、議決の日から平成30年3月31日までを予定しております。

続きまして、3ページの三浦漁港海岸の平面図をお願いいたします。平成29年度の予定箇所につきましては、図面中ほど右側の赤色で着色した部分の古戸川の水門工として、3連の水門を予定しております。古戸川水門につきましては、本体の躯体はすでに完成しておりますので、今回の工事で扉、機械設備等の工事を行い、完成するものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。水門工の縦横断図でございます。赤色に着色した部分の扉本体、開閉機等の機械設備等を施行するものでございます。

続きまして、5ページの矢口漁港海岸の平面図をお願いいたします。平成29年度の予定箇所につきましては、図面右の赤色で着色した部分の堤防工20m予定しております。現在、施行している工事は、平成28年度の繰り越し工事でございます、それに引き続き、施行しようとするものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。堤防工の標準断面図でございます。今回の工事箇所は、現在、施行しております平成28年度繰り越し工事で基礎工の矢板を先行打設した延長20mの部分の堤防本体工を施行しようとするものでございます。

議案第37号についての説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

#### 玉津 充議長

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

それでは、これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

奥村武生君。

#### 11番 奥村武生議員

1回だけ質問させていただきますので。今回の事業はですね、平成23年から平成27年まで町のつぎ込んだ金は1億2,800、約その程度です。そして、今回、その28年度の1割となっておりますね、そして、最後まで試算をしますと、約5億7,000万円という大変な金額になるわけです。このことをベースとして3点ほど質問いたしまして、1回で質問を終わりますので、よろしくお願いいたします。

三重県にあってはですね、平成28年に、27年の12月頃ですね、この交付金の要綱を変えてまでですね、県下の7市町村に対して臨んできておるわけです。そして28年度には、ゼロとして、町のほうへ提案してきていると。これに対して、町長にあっては、理事者サイドにあってはどんな対応をされたのでしょうか。

それから、この全体図のですね、緑の部分について、合併特例債を今まで使ってきていますけれども、どうもこういう交付金事業については、合併特例債は廃止されるのではないかという危惧をもっているわけですけど、そういう噂も出ているんですけども、そのへんについての町長のお考えをお聞きしたいという。

それから、3点目ですね。今回の堤防の名称をですね、漁港海岸保全整備事業ではあるんですけども、漁港とはなっているものの、実態はですね、漁民も含めた矢口及び三浦の県民の方々

のですね、命と健康、そして財産を守る筋合いのものなんです。港湾にあってはですね、同じなんですよ、港湾の場合は、国が50%、県が50%、町の負担はなし。ところが、漁港であるにも関わらず、漁港であってなおかつ、県民の命と健康と財産を守るべき堤防であるにもかかわらずですね、県がこの権利を放棄すると、本来あるべき姿を大きくねじ曲げてやるということについて、私は、県は本来、応分の負担をすべきだと思うんですけど、その3点についてお伺いして、私の質問を終わります。

**玉津 充議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

それではですね、まず1点目、どのような対応をしたかということなんですけど、これは県から部長とそのあと課長なんかも来まして、説明があって、町としてはとんでもないよと。我々は35%の事業負担を県にしてもらおうということから、この事業を2箇所同時に着手したんやというお話をさせていただいて、できるだけ、この35%を保持してほしいという願いをしました。

それから、合併特例債の廃止については、私のほうでは、そういうお話は聞いておりません。

それから、港湾とですね、漁港のことを言われたんで、制度の問題でございまして、漁港整備、町が事業主体で、港湾は県がやっております、そういう予算配分と、制度の違いということでございます。

**玉津 充議長**

よろしいですか。

はい、奥村武生君。

**11番 奥村武生議員**

私の言うのは、交付金のその事業名が違っててもですね、これは例え、港湾って出ただけの話で、基本的には漁港であっても、矢口と三浦の住民の命を守るわけですから、守る堤防であるということに変わりないと思うんです。だから、私は応分の負担をすべきと県に再度申し上げていただきたいということでございます。

**玉津 充議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

応分の負担というか、制度によっていろいろと、国、県の補助等が違いますので、ただ、我々  
はですね、この問題は大変重要なことだと認識していることから、この一対一対談をですね、  
この三浦矢口漁港の交付金をいただくことと、県の補助金、どうにかならないかということ、  
一対一対談のメインに据えさせていただきました。今後もですね、県とはお話をしながら、何  
とかならないのか、知恵は出せないのか、お金は出せないのか、そういうお話をしていきたい、  
そのように思います。

**玉津 充議長**

ほかに質疑される方ありませんか。

近澤チヅル君。

**7番 近澤チヅル議員**

今回の契約なんですけど、29年度、先ほどですね、29年度にかかわる予算だというお話があ  
ったんですけども、3月議会の当初予算ですと、この計画はですね、約4億5,400万円。今回、  
全部合わせて1億6,737万5,000円となっておりますけれども、当初予算とはかなりの差が。三  
浦においてもそうですけど、矢口なんかにおいては、10分の1の予算しかないんですけど、当  
初予算の。今回、国の交付金が決定して、この予算を組んだと思うのですけれども、改めて、  
また、交付金がくる予定があるのか、この差はどういうことなのか、詳しい説明をお願いいた  
します。

**玉津 充議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

基本的に、私のほうからですね、基本的な考えだけ、なぜ、4億5,000万円、これはですね、  
我々の意気込みを県に示すということでございます。だから、国の交付金をしっかりとってき  
てくださいよと、この意気込みを示すために大きな予算にもさせていただいて、現実にとって  
きてほしかった。県が0%なんですから、あなたの負担いらないでしょうと。だから、ドンド  
ン仕事をとってください。お金を、交付金をとってください。この意気込みを県に訴えるため  
にも、この予算をさせていただきました。それから、交付金のほうは、あとから決まりますの  
で、当初予算のときには決まっていないということでございます。

**玉津 充議長**

近澤チヅル君。

## 7番 近澤チヅル議員

国の交付金は、もうこれ以上は、29年度はおりてこないということなんでしょうか。意気込みで、たくさん県に対してですね、4億5,000万円、当初予算を立てたというのは、今、お聞きしたのですけれども、結果として、こうなったわけなんですよ。それで、地元の皆さんも当初予算では、期待したと思うのですけれども、今回、矢口なんか特に10分の1になってしまったわけなんですよ、住民の方にも、そこらへんの説明は、了解は得ているのでしょうか。

## 玉津 充議長

尾上町長。

## 尾上壽一町長

そのことですが、これも一対一でお話させていただきました。これはですね、国のこういう交付金事業がございますよね。そこでもやっぱり未執行の部分があったら、三重県がとっていただいて、それから、三重県が紀北町へお金を入れてくださいというお話もさせていただきました。

それから、この補正予算等で、経済対策などの予算が出た時に、しっかりと県のほうにってきてくださいと、そういうお話もさせていただきました。こういう予算の裏付けがないと、県のほうに対しましても、国のほうに対しましても、以前も、6月の定例会ですか、お話をさせていただいたように、国会議員の方にも要望に行ったり、水産庁の長官にもお会いしてやっています。活動自体は。だから、町としてこういう予算がついているから、ドンドンもってきてください。そういうことを言って要望しているのが、今、現状でございますので、ただ、厳しい状況ではございます。ただ、努力はですね、やらなければいけないということで、だから国会議員、水産庁長官、そういう方にもお会いしてきて、要望書も渡させていただいた。ただですね、国の交付金事業、農林水産の部分もですね、全国でいわば取り合いということなんで、しかし、紀北町へくださいと、そういう活動を今やっております。

## 玉津 充議長

近澤チヅル君。

## 7番 近澤チヅル議員

大変厳しい中でがんばっておられるというお話だったのですけれども、初めにその説明を特別にさせていただけるのかなという思いもありましたが、質疑の中でのお話でしたが、この計画をですね、合併特例債があるうちにやりたいというようなお話も以前お伺いしましたが、かな

りの金額が、先ほどの質疑の中でも町負担が発生すると思うのですけれども、やはり、がんばって合併特例債の計画のあるうちに、この平成30年度以降の工事、事業を完成する意気込みであるとは思われますが、そこを最後にお伺いします。

**玉津 充議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

おっしゃるとおりで、今、町の部分に、95%の部分に合併特例債をかけています。ですから、合併特例債70%の交付税算入がございまして、これのあるうちに少しでも進めたいという思いでやっておりますので、先ほど、前者議員もおっしゃったのですが、これは住民の命を、財産を守る、安全、防災、そういった観点でございまして、それはですね、何にも増して、進捗を進めていきたいと、そのように思っております。だから、我々も国のお金を待つだけなのか、他にないのか、知恵はないのか、そういうことも、今、研究しているところでございます。

**玉津 充議長**

質疑される方、ありませんか。

中津畑正量君。

**15番 中津畑正量議員**

議案第37号の質疑をしたいんですが、この中身としてはですね、これはなんとかクリアできたなど、この29年度の事業としてはね。ただ、一般質問でもいろんな角度から私も申し上げましたが、きつい言葉も出しましたが、実際にこれからのこの事業、今回は、山を越したけど、実際に一対一の、矢口浦での集会所での知事の話も私も聞きましたし、組合長や理事も長島地区のほうからも行きました。その中でですね、実際には、これから果たして、どう知事のお答えが、町長の質問に対しまして、本当にどういう受け止め方をされたかな。知事は言葉上では、特に防災上の重要性を再認識をしたんだと。これからは、知恵を出して、補助金の関係を出すように考えていきたいという、言葉としては前向きですけど、実際にこのまま町が50対50対で、国と町でやっていくという格好につながってしまうんじゃないかという不安がやっぱり住民の中にもございます。それで、やっぱり県が国の補助金が少なくなった、減額された、それはわかるんですけど、それはあくまでも国の施策であって、県の負担はやっぱり、こういう継続している事業がですね、失くしてしまうというのが、今後考えられるのではないだろうかと

いう思いもあるんですが、町長、その集会所での知事の答弁について、どう考えておられるのか。この37号の事業の契約は、本当に住民としては、安心、一時はしておりますけれども、今後の問題も含めて、知事の考え方も含めてですね、期待できるのかどうか、そういう、どういう観点で受け止めておられるのか、ちょっとそれだけ1点聞いておきたいと思います。

**玉津 充議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

1点、国の補助金が少なくなったということではないんですけど、その中の割合がですね、国で分け合っているということなんで、そこだけご理解いただきたいと思います。

ただ、知事のおっしゃっておられたお話ですね。やっぱり上乗せ補助、ここは一律、先ほど、前者議員もおっしゃったんですけど、紀北町だけじゃなしに、全体的な県の財政上で切られました。ですから、我々は、その時もお願ひしたのはね、いったん切った、そういう三重県全体の補助がなかなか復活は難しいんじゃないかなと思っています。ただ、県民の命を守る、防災最重点だということはあるんで、特別な支援策を新たにしていっていただけないかというお話も、そのときにさせていただいたと思っております。ですから、そういったものを我々としては要望をし続ける。それと例え、国が50、町が50になっても、町民の命を守ることでございますので、これは積極的に最後まで仕上げていくと、その強い意志は持っております。

**玉津 充議長**

質疑される方はありませんか。

( 発 言 す る 者 な し )

**玉津 充議長**

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

( 発 言 す る 者 な し )

**玉津 充議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

( 発 言 す る 者 な し )

**玉津 充議長**

これで討論を終了し、採決します。

お諮りします。

日程第4 議案第37号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

**玉津 充議長**

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

---

**玉津 充議長**

それでは、これで平成29年第2回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

(午前 10時 00分)

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 29 年 8 月 24 日

紀北町議会議長 玉津 充

紀北町議会議員 原 隆伸

紀北町議会議員 樋口泰生